

平成30年11月5日（月）

於・特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会

第9回意匠制度小委員会議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議 事 .....	2
①意匠制度の見直しの方向性について .....	2
②意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果について（報告） .....	22
3. 閉 会 .....	26

## 開 会

○川上制度審議室長 それでは定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第9回意匠制度小委員会を開催させていただきたいと思っております。

本日は御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます川上と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入るに際して、皆様にお願ひでございますけれども、御発言をいただく際には、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、指名されましたら、できるだけマイクに口元を近づけて御発言いただくようよろしくお願いいたします。

それでは議事の進行につきましては、田村委員長をお願いしたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

本日は、上條委員、柴田委員、林千晶委員、鷺田委員が御欠席でございます。

続きまして、具体的な審議に先立ち、本委員会の議事の運営等について事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 まず、本日の委員会は、全委員数14名のうち10名の委員の皆様の御出席をいただいております。産業構造審議会運営規程第13条第6項の全委員数の過半数以上の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

なお、特許庁側ですが、宗像長官は所用で、澤井審査第一部長は海外出張のため、欠席となっております。

それから、配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進していることから、本日の審議会においては、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料1、2、3、参考資料1、参考資料2-1、2-2、これらの資料のデータについてはお手元のタブレットで御覧いただきまして、座席表、タブレットの使い方についてはお手元に紙で配付することとしております。タブレットの使用方法に関しては、お手元のタブレットの使い方を御覧いただければと思います。操作でお困りになった場合には、担当の者が対応しますので合図していただければと思います。

なお、本会議は、原則として公開いたします。また、配布資料、議事要旨、議事録についても原則として公開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございます。

## ①意匠制度の見直しの方向性について

○田村委員長 それでは、議題①「意匠制度の見直しの方向性について」につきまして、資料1「意匠制度の見直しの方向性（案）」及び、資料2「新たに保護対象に追加する意匠に関する審査運用等について」をもとに、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○川上制度審議室長 私から、お手元の資料1「意匠制度の見直しの方向性（案）」に基づいて説明させていただきたいと思います。

これまで3回にわたって御議論いただいた点を踏まえまして、事務局としてこういった形で方向性（案）をまとめましたので、本日はこちらにつきまして、御審議いただければと思います。併せて、後ろに参考資料1をつけております。国内外から幅広く御提案いただいておりますので、こちらも参考に方向性（案）を作成しております。ちなみに提案については、全部で49者から御提案いただきまして、そのうちの7者が海外からであります。参考資料1でその内容を簡潔にまとめております。

それでは資料1でございますが、まず3ページ目を御覧ください。最初に画像デザインの課題について整理しております。現行意匠法の保護対象となる画像は、いわゆる表示画像（その物品の機能を果たすために必要な画像）、それから操作画像（物品が機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像）でございます。これらのうち、あくまで物品に記録・表示される画像に保護対象が限定されている状況でございます。

こういった形で、これまで意匠法というのは、権利範囲を明確化する観点から、その意匠と物品との関連性を強く求めてきました。この画像意匠については以下のとおり、物品との関連性による制約が実態と合わなくなっているといった整理をしております。

具体的に2つほど挙げております。1つは昨今のIoTの普及に伴いまして、GUIの役割が大きくなり、その表示場所が多様化している状況で、画像の表示場所が物品でないことをもって保護対象外となっている点でございます。

また、クラウドが浸透する中でこうしたサービスにより提供される画像が、物品に記録されていないことをもって保護対象外となっています。こういった実態と合わない現象が生じているのではないかとということでございます。

それから、諸外国を見ても、例えば米国、欧州、中国、韓国では、画像が物品に記録されていることは要件となっております。また、米国、欧州では、物品以外の場所に投影される画像についても幅広く保護対象とされており、日本よりも保護対象範囲が広くなっ

ております。

こうした課題を踏まえまして、4ページ目に見直しの方向性を整理しております。操作画像、表示画像のように、画像がその関連する機器等の機能に関する画像については、画像が物品に記録・表示されるかどうかにかかわらず保護対象とすべきというのが1点目でございます。

他方で、壁紙のような装飾的な画像や、映画・ゲーム等のコンテンツ画像など、画像が関連する機器等の機能に関係ない画像については、機器等の付加価値を直接高めるものではなく、保護対象とすることには慎重であるべきという形で整理しております。

他方で、こういった画像デザインの保護拡充に伴う懸念点も多く出されております。1つ目は共通化領域における画像デザインの保護です。通常は新規性や創作非容易性で拒絶されることが多いことと、それから特定の機能を確保するために不可欠な画像デザインであれば、意匠法5条3号で拒絶されるといったことを審査基準の中で明らかにしていくべきと考えております。

それから、クリアランス負担の増大についても御意見がございました。まず画像の権利範囲については、先ほど触れましたように機器等の機能で一定の限定がかかるような形にしたいということが1つです。それから、登録された画像デザインをより効率的に検索できる工夫を図ることで、クリアランス負担は軽減できるのではないかとという形で整理させていただいております。

それから、5ページを御覧ください。今回、画像意匠の保護対象を拡大することに伴いまして、実施行為についても見直しが必要と考えております。つまり、どこまで侵害行為として捉えるかという議論でございます。

現行の意匠法2条3項を下に点線の中で囲って書いておりますが、現行の規定はあくまで物品に紐づいているということで、例えば物品の製造や物品の使用といった画像自体の保護を想定した規定ぶりになっていないという点がございます。

したがいまして、今回、画像に係る意匠については、特許法のプログラム等の発明の例を参考にして、例えば作成やネットワークを通じた提供といった行為については、実施行為に含める形で見直しをすべきではないか。他方で、例えばサーバの管理行為については、実施行為に含めない形で整理してはどうかという形で整理しております。

以上が画像デザインの保護でございます。

続きまして空間デザインの保護について7ページを御覧ください。まず、空間デザイン

保護の課題について整理しております。

現行意匠法上、空間デザインの保護対象については、まず対象が「物品」ですので、建築物等の不動産については、現行の意匠権では保護できません。例外的に、工業的に量産され、販売時に流通するものだけが保護対象になっております。

それから内装についても、一意匠一出願の要件を満たさないということがございます。かつ組物にも該当しません。こういったものについては現行の意匠権では保護できないのが実態でございます。

こういった中で、昨今、モノのデザインのみならず、コトのデザインを重視する視点から、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らして、付加価値や競争力を高める事例が増えております。

近年、特徴的なオフィスデザインを設計して、顧客に提供する事例が生じています。

こういった空間デザインについては、周知性や著名性があれば、不競法による保護が受けられますが、独創的な空間デザインを生かしたブランド構築の取組を早い段階から保護するという観点からは、周知性や著名性が生じる前から保護するニーズが高まっていると考えております。

また諸外国を見ましても、米国、欧州においては、建物の外観や内装のデザインは保護対象とされており、日本よりも広い保護対象範囲となっております。

こういった課題を踏まえまして、8ページにおいて見直しの方向性を整理しております。1つは、「物品」に加えて、意匠法の保護対象に「建築物」（不動産）を加えてはどうかということがございます。

それから内装についても、一意匠一出願の原則の例外ということで、「内装全体として統一的な美感を起こさせる」という要件を満たす限りにおいて、一意匠として意匠登録を認めてはどうかと整理しております。

それから、こういった内装について、権利範囲が明確になるのかという声もございました。権利範囲をより明確にする観点から、出願時に什器の組合せや配置等の特徴の説明を行うことを推奨してはどうかということです。それから意匠審査基準等を通じて、新規性・創作非容易性の判断についての考え方を明確に示してはどうかと考えております。

それから、内装の保護対象施設につきましても、こちらも必ずしも店舗等に限定することではなく、「内装全体として統一的な美感を起こさせる」という要件を満たす場合には、オフィスの内装等も含め幅広く保護対象としてはどうかという形で整理しております。

続きまして、関連意匠制度の拡充でございます。10 ページを御覧ください。関連意匠の出願可能期間については、制度創設当時は、本意匠の出願と同日になっておりました。平成 18 年の改正において、本意匠の意匠公報発行までに延長された経緯がございます。

近年、一貫したコンセプトに基づくデザイン開発が盛んとなる中で、同一のコンセプトに基づいて、長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行うケースが出てきております。現行の出願可能期間ではこうしたデザインを十分に保護できないということでございます。

マツダさんの例を挙げておりますが、この例でもビジョンモデル、最初の「SHINARI」の発表から最新量産モデル発表までに 8 年が経過しているという状況がございます。

それから、製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法も増加している中において、関連意匠にのみ類似する意匠についても保護ニーズが生じているということで課題を整理しております。

こういった課題を踏まえまして、見直しの方向性でございますが、11 ページを御覧ください。まず、一貫したデザインコンセプトに基づくデザインを保護する観点から、関連意匠の出願を意匠公報発行日以降も可能としてはどうかということでございます。具体的には、企業のニーズ等も踏まえつつ、本意匠の出願から 10 年以内にしてはどうかということで整理しております。ただし、本意匠の意匠権が存続している場合に限り、関連意匠の出願を認めることとして、仮に本意匠の出願から 10 年経過前であっても、本意匠が既に消滅している場合には、関連意匠の出願を認めないといった形で提案させていただいております。

それから、12 ページでは関連意匠にのみ類似する意匠の出願の扱いについて整理しております。本意匠に類似する意匠を「関連意匠 A」と呼んでおります。また、関連意匠にのみ類似する意匠を「関連意匠 B」と呼んでおります。この関連意匠 B についても、本意匠の出願から 10 年以内であれば、出願を認めてはどうかと考えております。

関連意匠 B については、一度パブリックドメインとなった関連意匠 A が復活することを避ける観点から、あくまで関連意匠 A が存続している場合に限り、出願を認めることとしてはどうかと考えております。

こちらは下の図の右側を御覧いただければと思います。このケースでは、本意匠が存続していて、関連意匠というのは既に消滅している事例です。こういったケースにおいては、関連意匠 B は認めないこととしてはどうかということでございます。

他方、本意匠の存続を関連意匠 B の出願の要件とすると、仮に本意匠を既に使用してい

ない場合であっても、本意匠を維持しなければいけなくなるということで、ユーザーの無用な費用負担になってしまうのではないかと。こういった負担を回避する観点から、本意匠の存続は関連意匠Bの出願の要件としなくてもよいのではないかとということでございます。

下の左側の図ですが、この例では本意匠が既に消滅していて、関連意匠Aが残っている場合です。こういった場合であれば関連意匠Bの出願を認めてもよいのではないかとといった整理をしております。

続きまして、14 ページを御覧ください。意匠権の存続期間の延長について、課題と見直しの方向性を整理しております。

意匠権の存続期間については、平成 18 年に 15 年から 20 年に延長されたところでございます。現状を見ましても、15 年間維持される登録意匠件数が増加傾向にございます。さらに意匠権を長期的に維持するニーズが高まっているのではないかとということでございます。

それから、意匠権の権利の存続期間の始期が、特許権と食い違っております。特許権はあくまで出願時が始期であるの対しまして、意匠権は登録時であり、こちらは知財管理上の煩雑な状況につながっているのではないかとということです。

それから、特許出願から意匠登録出願に変更する出願が増加している中で、特許で最初に出願し先願の地位を確保して、長期間経過した後に意匠登録出願に変更するような場合は、当該出願の意匠登録後から権利期間が開始されるということで、一つの発明の保護期間の終期が不当に遅くなるおそれもございます。こういった状況を踏まえて、意匠権の存続期間について、「登録日から 20 年」から「出願日から 25 年」という形の見直しを提案しております。

続きまして、16 ページを御覧ください。複数意匠一括出願の導入についての課題と見直しの方向性で整理しております。

御案内のとおり、現行意匠法において意匠登録出願は一つの出願に一つの意匠しか含めることができません。諸外国の状況、あるいはハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度においては、複数意匠の一括出願が認められている状況にございます。こういった出願が日本に持ってこられると、結局、意匠ごとにばらばらに出願する必要があり、ユーザーの不便につながっているのではないかとということでございます。

こうした状況を踏まえまして、方向性としては、複数の意匠についての意匠登録出願を一の願書で行うことができるようにしてはどうかということでございます。他方で実体審



査や意匠登録については、現行制度と同様に意匠ごとに行ってはどうかということで整理しております。

それから、一括出願できる範囲について、1つは一括出願に含むことのできる意匠の数でございます。こちらについては諸外国やハーグ制度との調和、運用上の便宜を踏まえ、一定の上限、具体的には100といった上限を設けてはどうかということが1点でございます。

一括出願できる意匠の範囲についても、例えばロカルノ分類の同一クラスや類似の範囲に限定する考え方もあります。こちらについては特に制限を設けずに、一例として車とミニカーのようなロルカノ分類上は違うクラスになりますが、そういったものについても一括の出願を認めてよいのではないかと考えております。

最後に18ページを御覧ください。物品区分表の見直しの課題と見直しの方向性について整理しております。

現行の物品区分表は、意匠法施行規則の中で規定されておまして、登録が認められる物品の粒度の目安を示すことで、出願及び審査を円滑化するために設けられております。

こちらについて、どういう課題が存在しているかといいますと、物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願については、物品自体が明確であっても、拒絶理由の対象になってしまうことで、権利の遅延につながっている状況が生じております。

それからこの物品区分表は省令で定められておまして、機動的に見直しを行うことができていない状況が生じております。

こういった状況を踏まえて、1つは物品自体が明確であれば、この物品区分表の区分と同程度の区分を記載していないことをもって拒絶理由の対象としない形にはどうかと提案しております。省令で定められていることについても、例えば告示のような形を定めることで、もう少し機動的に変えられるようにしてはどうかと考えております。

私からは以上でございます。

○下村意匠審査基準室長 意匠審査基準室の下村と申します。

それでは、私のほうから、保護対象の拡充に関わる審査運用につきまして、御説明させていただきます。資料2をお開きいただけますでしょうか。1枚おめくりいただきまして、本日私から御説明させていただく項目は、こちらの2点となっております。

1点目は、前回の委員会で御質問をいただきました、物品の機能を確保するために不可欠な形状等のみからなる意匠の、現状の審査における取扱いでございます。2点目は、こ

ちらも前回の委員会で御質問をいただきました、内装デザインの審査につきまして、現在検討をしております運用のイメージを御説明させていただきたいと思えます。

それでは2ページ目、まず1点目の、物品の機能を確保するために不可欠な形状等のみからなる意匠の審査の現状でございます。

ある形状が規格化されてまいります場合は、例えば、ある製品について使い勝手の良い形状に次第に収斂してまいります場合や、ある業界内におきまして調整を経て規格化されてまいります場合のように、規格化の過程で、その形状が公然知られたものとなるのが一般的でございます。したがって、既に規格化された形状をほとんどそのまま表したにすぎない意匠につきましては、青い枠内の中に記載させていただきましたように、意匠登録の要件でございます、新規性や創作非容易性の要件を満たすことができず、拒絶の対象となることがほとんどとなります。

これに加えて、もう一つハードルが設けられておりまして、意匠法第5条には、不登録事由が規定されております。こちらの黄色の枠内の意匠法第5条第3号の条文でございますように、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、たとえ、他の登録要件が満たされている場合でも、意匠登録を受けることができません。こちらが一番下に意匠審査基準を抜粋して記載しておりますけれども、意匠審査基準におきましては、この5条3号の規定のもとで、最下行にございますように、物品の機能を確保するために不可欠とまでは言えない場合でも、標準化された規格により定まる形状からなる意匠につきましては、意匠登録の対象外としております。

今後、今回の制度改正によりまして、画像の保護対象が拡充しました場合は、意匠審査基準におきまして、ある機能の確保のために不可欠な画像等につきましても同様の取扱いとすることができますよう、手当てをしております。

続きまして、3ページ目でございますが、ここから、内装デザインの審査について、現在検討をしております運用のイメージを御説明させていただきます。おめぐりいただきまして、4ページ目、まずは新規性の判断でございます。

こちらの黄色の枠内が、意匠の新規性要件の該当条文となっております。出願の意匠が、先行の公知意匠と同一である場合に加えて、第3号の赤字の箇所でございますように、公知の意匠に類似する場合も新規性が無いと判断することとなります。対比する両意匠が類似しているか否かの類否判断は、通常、こちらの方の枠内に記載いたしました手順に従って行っております。まず、対比する両意匠の要旨の認定をいたしまして、両者の共通点

と相違点を認定いたします。各共通点や相違点は、その数を単純に比較するのではなく、まずそれらを評価して重みづけをいたします。例えば、共通点や相違点の形態が、意匠全体に対して占める割合が大きい小さいか、また、物品の特性に基づいて、観察されやすい部分か否か、といった点も考慮いたしますし、先行意匠において公然知られているか否か、ありふれているか否か、といった点も考慮いたします。こうした重みづけをした上で、共通点と相違点をはかりにかけるような形で、比較衡量をいたしまして、類否判断を行っております。

それでは、内装意匠の場合についての具体的な運用イメージですが、5ページにお進みいただけますでしょうか。まず、1つ目の事例でございますが、こちらは机や椅子などの什器の形態の評価に関する事例でございます。

こちらの内装意匠は、何らかの製品などの展示を行う空間を想定しております。左側の公知意匠と右側の出願の意匠は、どちらも横長四角形の空間となっております。テーブルや市松模様のタイルの配置が、ほぼ共通しております。また、各什器の形態について見ますと、どちらもテーブルの天面を非常に細長いものとしたしまして、その上に旗状のパネル部を配置している点や、2本の脚部のみで天面を支えるといった特徴的な構成におきまして、共通しております。

一方で、二つの意匠の違いについて見ますと、右側に3つ並んだテーブルの天面の形状がトラック状か、長方形状かといった点で異なっております。また、テーブルの脚の部分につきましても、太さなどが異なっております。こうしたテーブルの詳細な形状においては違いがございますが、どちらも部分的なものでございまして、両意匠のテーブルの特徴的な構成は共通しておりますことから、意匠全体として見ますと、先ほどのテーブル細部の相違点が、見るものに対して異なる美感を起こさせるほどということできません。したがって、こうした什器の細部において異なる2つの意匠につきましても、類似するものと判断してはいかかかと考えております。

続きまして、6ページにお進み下さい。こちら、什器の形態の評価についての事例でございます。先ほどの事例と同様に、左側の公知意匠と、右側の出願の意匠とは、空間全体の構成における什器の配置といった大まかな構成は共通しております。一方、右側寄りの3つのテーブルの形状について見ますと、この事例の出願意匠のテーブルは、天面に楕円形状の孔が開いております。また、脚も1本でございまして、テーブルの天板を貫通するような形で設けられております。こうした出願意匠のテーブルの様子が特徴的なも

のである場合、見る者の注意を強くひくと考えられますので、意匠全体として観察いたしましても、見る者に公知の意匠とは異なる美感を起こさせるものと考えられます。よって、そのような場合につきましては、両意匠は類似すると判断することを考えております。

では、おめくりいただきまして、7ページを御覧下さい。こちらは、什器の配置をどのように評価するかに関する事例となっております。両意匠はともに、飲食店の一室のようなお部屋を想定したものでございます。両意匠の共通点についてみますと、いずれも上方から見た場合に、正方形となる空間でございまして、一つの角部に一段高くなったステージのような箇所を設けている点や、3つの六角形状のテーブルを、つかず離れず、概ね等間隔に配置したものである点において共通しております。一方、両意匠の相違点についてみますと、左側の公知の意匠のテーブルは、お部屋の中心寄りに配置したものとなっておりますのに対し、右側の出願の意匠では、公知の意匠よりもやや壁面に近い位置に、互いの間隔を広くとって配置しております。また、椅子の数も異なっておりまして、公知の意匠は6脚、出願の意匠は3脚となっております。

こちらの相違点の評価をいたしますと、あるスペースに什器を、つかず離れず配置する際に、互いの間隔を様々なものとするはごく一般的に行われておりますし、また、顧客の数に応じて、椅子の数を増減させることも、ごく一般的になされることとございます。したがって、この両意匠の相違点は、見る者の注意を強くひくということできませんので、類否判断に及ぼす影響は小さいものと判断されます。よって、両意匠は類似するものと判断することを考えております。

続きまして8ページを御覧下さい。こちらでも什器等の位置関係の評価に関する事例でございます。左側の公知の意匠は、多数のテーブルが、整然と並べられております。一方右側の出願の意匠では、事例の下の特徴記載書の記載例に説明がございましたように、お部屋の入口から出口までの導線を誘導するようにタイルと什器とが並べられておりまして、一番奥のところに、床面が一段高くなる箇所が設けられており、そちらに主力の商品を展示するためのテーブルが配置されております。このように、什器が共通する場合でありましても、配置に新規な形態であって、見る者の注意を強くひくような特徴がある場合には、その相違点は類否判断を左右するものとなってまいります。よって、このような事例につきましては、両意匠は、非類似のものと判断することを考えております。

続きまして、9ページを御覧下さい。新規性とならぶ主要な登録要件でございます、創作非容易性の判断についてです。創作非容易性の要件は、こちらの黄色の枠内にございま

す、意匠法第3条第2項に規定されております。当業者が、公然知られた形状等に基づいて、容易に創作できるものと判断される意匠については、意匠登録を受けることができません。この創作非容易性の判断におきましては、現状、本ページ下方に記載いたしました考え方に立ちまして、判断を行っております。

まず、出願意匠の基礎となる構成要素や具体的態様が出願前に公然知られていたものであるかどうかを先行意匠調査によって見極めます。そして、それらの構成要素が、そのままの形か、あるいはその分野で良く見られる改変を加えた程度のみで、その分野においてありふれた手法によって組み合わせられたり、置き換えられたりしたにすぎないものであるかどうかを判断いたします。

おめくりいただきまして、10ページ目の具体的な事例を御覧下さい。一番上の中央にございます意匠が、出願の意匠でございます。先行意匠調査をした結果、内壁の模様とテーブルは、既に公然知られたものであったといたします。また、出願の意匠は、長テーブルを2列に平行に並べたものですが、こうした配置も出願前から一般的に見受けられるものであったといたします。そういたしますと、出願の意匠は、出願前に公然知られた壁面を有する室内空間に、公然知られた什器を、一般的な配置により、ありふれた手法であるところの、寄せ集めの手法で配置をいたしまして、内装の意匠として表したにすぎませんので、容易に創作することができたものと判断することを考えております。

おめくりいただきまして、こちらは、テーブルなどの一般的な位置関係を幾つか挙げてみたものでございます。出願前に公然知られた什器を、このような出願前に公然知られた、さまざまな配置方法によって単に配列したに過ぎない意匠につきましては、創作非容易性の要件を満たさないものとして拒絶の対象とすることを考えております。

内装意匠として意匠登録を受けるためには、什器に新規な特徴となる点を有するか、あるいは、その配置に従来にない特徴が無い限り、登録が難しいということになります。

以上、現在検討しております運用案について御説明させていただきました。私からの御説明は以上となります。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより14時45分頃までをめぐりに課題、意匠制度の見直しの方向性について質疑応答を行いたいと思います。事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、いずれからでも結構ですので、お願いいたします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 加藤です。私は電気産業の場に身を置く者ですが、したがいまして、全ての産業界を見渡してニーズを把握しているとは申しませんが、この中でも画像デザインの保護については、非常に重要なニーズを吸い上げているのではないかと感じております。前回、画像の意匠も一定範囲で保護範囲に入ってまいりましたが、その中で「操作の用に供される画像」といった非常に限定的な改正にとどまっている点。これは思うにクリアランスの大変さが理由になったのではないかと考えております。

一方、欧米では、そのような操作の用や余計な限定はかからず非常に広く保護されています。この点が非常に重要でありまして、各委員もそうだと思うのですが、画像デザインは積極的に保護していかないと、他国に比べて日本が極めて置いていかれている状況にあるので、このような改正の方向性については、特にこの点について賛同いたします。

その他についても反対はございません。今画像デザインの件で意見を申し上げたとおり、非常に積極的に保護を拡充していかないと他国に置いていかれますし、日本の優位性、競争力を維持することができないと考えております。したがいまして、全項目について賛成ですけれども、基本的な考え方として、積極的に保護すると。クリアランスの点で問題が多少あるのはもう承知の上で、保護の拡充にウェイトを置く姿勢が現れていると思いますので、ぜひその方向性で改正をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。お願いします。

○白髪委員 白髪です。法改正の方向の御説明ありがとうございました。それからマツダの事例を載せていただきましてありがとうございます。決して我々のための制度というわけではないのですが、関連意匠制度については、我々としては非常に好ましい方向の御提案になっているという気がしました。大きい枠ではこの方向性で私は問題ないと思います。

これから制度設計を詳細にされて実際に運用したときには、いろいろと細かい問題、課題が出てくるような気がしております。例えば本意匠を出願した後に実際の車が出てきたとき、関連意匠と本意匠の間に本意匠の実際の車が発売されていわゆる公知だったというとき、公知の実際のものが出てきたときに、それ以降の関連意匠はどこまでの関連意匠が認められるのか。車の場合には長期にわたって若干の改良を加えながら、それと並行して車も一応パブされていくという実態もあると思います。例えばそういったところの実際を

踏まえて詳細な制度設計の御検討をしていただければと思います。それをされるに当たって、様々な業界や団体の意見を聞く場も設定していただければと思います。

以上です。

○田村委員長 今の点、特にございますか。

○川上制度審議室長 白髪委員からの御指摘の中で、本意匠に基づく実施品が出てきた場合に関連意匠の出願の登録をどうするか、その扱いについての点がございました。この点については、本意匠に基づく自身の存在を理由にして関連意匠を拒絶するとしてしまうと、この制度の趣旨が阻害してしまうので、そこについて拒絶しない方向でこれから検討していきたいと思っております。

○白髪委員 そうですか。ありがとうございます。

○田村委員長 関連意匠制度については、前の類似意匠制度のときから、何回か改正しています。また、今回で全て終わりというわけでもないかもしれません。いろいろとニーズも含めて検討していきたいと思えます。

それでは、ほかいかがでしょうか。お願いいたします。

○竹本委員 竹本でございます。御説明ありがとうございます。

本会の当初の目的である、産業力強化のための制度設計はどうあるべきかという論点全てにつきまして、おまとめいただき感謝しております。デザインとは何なのかと考えますと、生活に存在するデザインも、産業に存在するデザインも、物品をもって伝えられてきました。物品が情報を伝達し、それが「美」というものを伝達してきたかもしれません。例えば、新幹線では生活の潤いであったり、喜びであったり、様々な美があるわけです。今は、ICTが拡充されてIoTやAI、ビッグデータを活用して様々な情報がデザインとして取りまとめられています。このような時代に沿った国際的な競争力を作る制度にしなければならぬと思います。各国に比べて日本が出遅れているのは御説明のとおりでございます。ここは早急にグローバルに戦える制度を構築すべきだろうと思っております。

そのような中、画像の定義をしっかりと考えていく必要があると思っております。

その他、白髪さんもおっしゃった関連意匠については、本意匠公開後や、本意匠を実施した製品上市後の第三者の出願や権利との関係はケースを十分に検討して定める必要があると思っております。

内装については、クリアランスの環境整備が重要と思っております。また、今回の資料の8ページに、出願時に什器の組合せや配置等の特徴の説明を行うことを推奨するという

ことですが、推奨よりももう少し踏み込んで、実際の審査において明確に判断できる要素をある程度特定できるようなところまで説明をしていただいた方がよいと思います。

以上でございます。

○田村委員長 幾つか具体的な御提案もありましたが、いかがでしょうか。

○川上制度審議室長 ありがとうございます。最初に御指摘があった画像意匠についてですが、こちらも今までの物品との関連性は切り離して、その物品に記録されているか、あるいは物品に表示されるかといった要件にかかわらず、まず幅広く保護対象にしていきたいと思っています。他方で装飾画像や、ゲームのコンテンツ画像は、従来どおり対象外にするということ。この辺をどのように定義するかについては、これから法律の条文の検討の中でその線引きをはっきりさせていきたいと考えております。

それから内装デザインについて、クリアランスをちゃんとできるようにしていくための環境整備も必要だと思います。また、当然審査をするときの審査資料の収集も当然しっかりしていかなければいけないと思っています。既にある程度の審査資料については、今までの什器の審査の関連するものを収集してきています。今後、例えば関連業界や企業の方々の協力も仰ぎながら、資料収集をきちんとしていきたいと考えております。

もう1つは、特徴の説明を推奨することについて、もう少し強くという御指摘がございました。この点についても、特徴の説明というのが基本的には権利範囲には影響を与えない位置づけになると思います。ここをある程度しっかり書いていただくことで、当然審査の精度という的確な判断にもつながりますし、また審査の迅速化にもつながるということで、おっしゃるようにここは極力きちんとして書いていただくことで考えています。これがないと、それは拒絶ということにするかどうかは議論があると思いますが、基本的には書いていただくことを原則に対応していく方向で検討していきたいと思っています。

○田村委員長 ほかいかがでしょう。どうぞ。

○牧野委員 牧野でございます。今のお話ですが、特に空間デザインのところは私ども関係が深いのですけれども、今おっしゃったように実はここの説明ですね、背景も含めてなぜこうなっているのかという要件をしっかりと説明できるというのが非常に大きなポイントではないかと思っています。そうすることによって類似か類似ではないかという判断もつきやすく、特許庁さん側の対応もしやすくなると思っています。私自身もここがポイントではないかと思っていますので、できればしっかりとした説明を添付する方向で検討していただければと思います。全体観としてはこの見直しの方向で異存ありません。



以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょう。林委員どうぞ。

○林美和委員 今回のこちらの方向性の取りまとめ、ありがとうございました。私としてはこの方向性に特に異存はなく、賛成という立場でございます。その上で、これから細かいことは次の委員会以降いろいろ御提示いただけたらと思うのですが、幾つか確認させてください。

1つ目は、表示画像と操作画像についてです。こちらでも登録要件を緩和する方向ということで、画像を表示する場所が物品でないことをもって保護対象外となっているという状況を今回の改正で見直すという理解です。この点、現行の「操作の用に供する」画像という縛りに関しても、緩和される方向ということで理解は間違っていないでしょうか。念のため御確認いただければと思います。

○田村委員長 いかがでしょうか。

○川上制度審議室長 基本的に対象として考えているのは、資料に書いてありますように何らかの物品や機器ですが、こういったものの機能に関する画像という縛りが1つ考えられると思っております。そういう意味では既存の表示画像や操作画像を対象に、ただ、その表示場所や記録場所の制約を外していくというイメージで考えています。

○林美和委員 ありがとうございます。先日ソニーさんのプレゼンテーションにもあったような、壁に投影する時計の画像といったものも、シンプルなものには創作性が問題になるかもしれませんが、何かしらの機能が認められれば登録になるということによろしいでしょうか。

○川上制度審議室長 そういうことでございます。

○林美和委員 もう1つは空間デザインですが、物品の定義を見直して、建築物を意匠の保護対象に加えてはどうかとの御提案をいただいております、この建築物に内装デザインも広く含むと理解しておりますが、この建築物は、例えばビルなども含め、広い意味で捉えてもよろしいのでしょうか。

○川上制度審議室長 そういう理解で整理しております。

○林美和委員 最後の質問ですが、内装デザインに関連しまして、審査基準等はこれからじっくり詰めていただけたらと思うのですが、創作非容易性の判断だけではなくて、新規性の審査も、公知意匠をどう判断するかという点で難しいところがあると思っております。内

装デザインは、あくまでも建物の中のものなので、実際に利用するごく限られた方の目のみ触れるものである一方、そこには守秘義務を課されていない人の出入りも当然想定され、そういった場合、新規性はどのレベルから失ったというか、公知の意匠と判断される予定なのかなど、これから詰めていかれるということで決まっていなくてもいいかもしれませんが、現時点でお考えがありましたら教えていただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 貴重な御質問をありがとうございます。空間デザインの新規性の考え方ということですが、先行意匠が例えば刊行物に記載されたりインターネットに掲載されたりしている場合については非常に分かりやすいのですけれども、何をもって公然知られたかというところは判断が難しいところかと思えます。

これまでの裁判例等に照らしますと、守秘義務のない方、不特定な方に知られたことをもって、その人数に関わらず「公然知られた」と判断するケースが多いようでございますので、内装意匠についても、守秘義務のない方が御覧になって、その意匠を知ることになったということが、公然知られたということにつながってくるのかと思えます。

一方、拒絶理由において引用する資料について考えますと、私どもが知り得ない情報については収集が難しいところもございますので、今後はどのような資料を公知資料として収集するかは、皆様の御意見を踏まえながら検討しなければならないと思っております。

○田村委員長 多分、特許庁さんがお分かりにならないものであっても、実際に出てくればあるということは分かるので、いろいろと資料収集も問題になるかと思えます。

ほかいかがですか。どうぞ、浅見委員。

○浅見委員 意匠法改正の方向性について全般的に賛成いたします。とりわけ画像デザインの保護については、これまで長く議論してまいりましたので、このような取りまとめをしていただいたことを大変嬉しく存じます。私から2点、1つは空間デザインの保護について、2つ目は関連意匠について意見を申し上げたいと思えます。

まず空間デザインの保護ですが、今後、内装を保護することになりますと、オフィスの内装だけではなくて、個人の住宅も含めてあらゆるインテリアデザインが保護対象になると思えます。その場合、先ほど林委員からも御指摘がありましたように、公知性の問題も難しいと思えます。また、世界のどこかで使用されているインテリアが新規性を否定するための公知資料になりますが、その資料の収集も困難かと思えます。先ほど審議室長から御説明がございましたが、審査が始まる前に関連業界の方々の御協力もいただいて、十分な資料を集めていただいて、庁内資料になるのかもしれませんが、データベース化してサ

一チ環境を整えていただければと思います。

また、米国では既に内装が保護されているということですので、米国の審査なども参考にさせていただければと思っております。

それから、先ほど基準室長からの御説明について、コメントいたします。6ページの非類似の事例で、テーブルの形が大きく違って、そこがポイントなので非類似であるという点は納得いたします。しかし創作非容易性については、足が1本で、楕円形で穴が空いているようなテーブルは多分公知だろうと思うのです。その場合、公然知られた意匠の寄せ集めとも考えられます。創作非容易性についてはどう考えるかということ整理していただいて、安易に権利化されないように、事例なども含めて十分に検討していただきたいと思います。

○下村意匠審査基準室長 御指摘を下さりありがとうございます。ただいま御指摘いただきましたように、先ほどの6ページの新規性判断に関する事例におきましては、こちらの出願の意匠の例に用いましたテーブルが、おっしゃるようにもしも出願前に公知のものであった、ということになりますと、新規性があるとしても、創作が容易な意匠と判断することになるかと思えます。今後、意匠審査基準案を作成させていただく際には、新規性の判断の事例につきまして、新規性の要件を満たす場合におきましても、創作が容易であると判断されるケースがございますことを、注意書き等をつけまして明確となるようにしてまいりたいと思います。

○浅見委員 ありがとうございます。それから、空間デザインについて1点、追加の意見を申し上げます。先ほどの特徴記載書は両面の意見があると思うのです。特徴を書きまわると権利範囲を判断されるときに、この特徴がないから権利範囲外であるという主張もあろうかと思えます。どちらの立場に立つかにもよるので簡単には言えないのですが、その辺りをきちんと議論していただきたいと思います。また、この点については拒絶理由を通知することによって、意見書などで特徴が明確になる場合もあろうかと思えます。審査を慎重に行うことによって、特徴を明確にできるのではないかと期待しております。

次に関連意匠ですが、本意匠の公報発行後にも出願できるとなると、本意匠との関係をきちんと整理していただく必要があると思います。本意匠の公報が発行されていても、いわゆる新規性喪失の適用除外のような形で立法されて、本意匠を使った製品も新規性喪失の適用除外になると考えています。

その一方で、関連意匠の出願よりも前に、新規性を否定できるような他人の意匠が公知

になった場合には、関連意匠は拒絶されるものと思います。今後、関連意匠の出願期間が本意匠の出願から 10 年と長くなりますし、かつ関連意匠の関連意匠を認めることになり、本意匠からデザインが離れていくと思います。そうすると関連意匠を出願する際には、類似する他人の意匠がたくさん知られている可能性があるかと思いますが、そこで審査基準などで、関連意匠の類似の考え方を分かりやすく示していただきたいということと、サーチや審査を慎重に行う体制をとっていただければということが要望でございます。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

○川上制度審議室長 関連意匠についての御意見で、本意匠を出した後に、関連意匠出願前に第三者が本意匠に類似するようなものを実施したケースですが、こういった場合には、それは第三者との関係で新規性が喪失されているわけでございますので、そういったときに関連意匠の登録を求めるという制度にはならないということで、あくまで関連意匠というのは、自分との関係で新規性喪失の例外になるという整理で考えております。

○浅見委員 ありがとうございます。

○田村委員長 黒田委員、どうぞ。

○黒田委員 私も改正の方向性については異論ございません。まだまだこれから細かいところを決めると思いますので、少し細かすぎる話かもしれませんが、まず画像デザインのところで、物品は特に特定はしないということになるのでしょうか。「画像が関連する機器」という言葉は出てくるのですが、物品の特定はどうする御予定でしょうか。

○川上制度審議室長 今回、画像デザインについては、あくまで機能に着目して、その機能に關係する画像ということになるわけです。機能については、例えば物品や機器、何らかのものにかかる機能という限定はかかるだろうということです。ただ、物品を書かせるということは想定していないということでございます。

○黒田委員 画像が関連する機器については、何か説明を書かせて、その機能も書かせるようなイメージですか。

○川上制度審議室長 機能を特定する中では、例えば物品の機能、機器の機能など、そういった形の何らかの限定がかかってくると思います。

○黒田委員 その場合に、先ほど時計の例が出てきました。恐らく「画像が関連する機器」というのは、映像機というか何か表示する機械があって、それで時計を表示することになるので、「画像が関連する機器」自体の機能としては、表示する機能ということになると思

うのですが、そこにも時計という機能を加えるとすると、先ほどのコンテンツ画像みたいなものと、画像を表示する表示機器プラス、例えばエンターテインメント機能みたいな感じで機能を追加することで、どこまで機能に関連する画像に限ることができるのだろうかという純粋な疑問がございます。

○川上制度審議室長 その辺はこれから条文で、どのように書いていくかという問題があります。今おっしゃったようなエンターテインメント的な機能については、今回こういった画像保護の対象にはならない形で考えております。その辺の線引きをどういう表現で条文化していくかは、これから検討していきたいと思っております。

○黒田委員 ありがとうございます。

もう1点、空間デザインについてですが、この空間デザインは建築物という、物品は何か特定される御予定ですか。建築物というものになるのですか。

○川上制度審議室長 建築物については、これは建築物という形で特定がなされるということです。内装については、建築物や物品の組合せ的なものになるわけです。個々にそれを特定するというよりか、この内装の意匠の中身を明確化していく中で、こういったもので構成されているかというところは当然明らかになる必要はあるだろうと思っております。

○黒田委員 そうすると、現在の意匠法のように、今明らかにこれだと分かる物品がある場合は、全体意匠が観念できるのですが、内装デザインですと、どこまでが全体かというのがピンとこないといえますか、ある人は床まで含めると思うかもしれないし、ある人は天井まで含めるとも思えるかもしれない。そうすると、どこまでが全体で、類否判断するときどこだけを見ればよいのかというところが、やがて問題になるかもしれないと思いました。

○下村意匠審査基準室長 ただいま御質問いただきました点ですけれども、内装意匠の場合は、ユーザーの方がお部屋全体の6方向の面を出願したいとお考えになる場合もあれば、床面とその上の什器しか出願対象といたくないとお考えになる場合もあるかと思っております。現在のところ、床面をはじめとする、室内空間のいずれかの面を開示していただき、そこに配置される什器を共に表していただくことで、1つの内装意匠と考えることを検討しております。

○黒田委員 ありがとうございます。

○田村委員長 どうぞ、よろしく申し上げます。

○増子委員 ナビタイムジャパンの増子です。意匠制度の見直しの方向性について御説明いただきましてありがとうございました。私どものようなIT企業としましては、特に、

物品に記録されていない画像デザインについて、サービスの実務に即した見直しの方向性になっているのではないかと考えております。

1つ資料について確認の御質問ですが、12 ページの関連意匠のところですが。こちらは本意匠、関連意匠A、関連意匠Bまでの説明になっていますけれども、類似の類似までという趣旨ではなくて、このBに類似するC、さらに類似するD、Eというところまで制限なく認めるといことなのかどうか、この資料からだけだと読み取れなかったので、そこを御質問させていただきたいと思います。

○川上制度審議室長 今おっしゃられたように、こちらはあくまで関連意匠の関連意匠の関連意匠と、こちらは特に限定をかけることなく認めていく方向性でございます。あくまでも本意匠の出願から10年以内であれば、それを認めていくという考え方です。それぞれの権利の終期も、あくまで本意匠の権利存続期間に合わせて終結するという考え方です。

○増子委員 ありがとうございます。

これも確認ですが、参考資料1の意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集結果の2の(8)関連意匠にのみ類似する意匠ですと、反対意見として、「類似範囲が広がっていく可能性を危惧する」という意見が比較的多いようです。こちらに関しては、先ほど御説明いただいた、出願人自身としては新規性を喪失しないが、第三者との兼ね合いでは新規性を喪失するという整理が、この危惧に対応するという理解でよろしいでしょうか。

○川上制度審議室長 おっしゃるとおり、この関連の関連のまた関連とどんどん認めていくと際限なく広がっていってしまう。それで第三者の予測可能性が低くなる印象を与えてしまいます。おっしゃられたようにあくまで第三者との関係では、そこは第三者が実施をすれば、当然それに類似するものは関連意匠を認められないということであります。予測可能性が低い中で、どんどん権利が広がっていく制度にはならないと考えています。

○田村委員長 何度か御説明がありましたが、これは言葉遣いの問題かもしれません。関連意匠制度とは申しまして、むしろ自己の意匠に引っかからないという新規性喪失の例外を設けるということの趣旨が、今回の改正の一番の眼目だと思います。

ほかいかがでしょうか。青木委員どうぞ。

○青木委員 青木でございます。何点か質問がございます。先ほどの画像意匠の関係で、林委員と黒田委員のお話から既にある程度明らかになったところもあるかと思います。念のためですが、今回の資料の4ページ目の一番上にあります、画像が関連する機器等の機能に係る画像を保護しましょうという趣旨ですが、「操作画像や表示画像など」となっ

ていて、従前その操作画像と表示画像というのが保護されていて、その表示や記録の要件を外すというお話が先ほどあったと思います。ここにある「など」というのは、何か趣旨がおありの言葉でしょうか。

○久保田意匠制度企画室長　こちらは操作画像と表示画像で、ほぼここで言いたいことの趣旨は言い終えているのかと思うのですけれども、今後は技術の進展等で、操作画像、表示画像以外の画像が関連する機器等の機能に関する画像が出てきた場合にも、そういったものも含まれる余地があるのではないかとということで、「など」としております。基本的にはこの2つで十分足りているのではないかと考えております。

○青木委員　分かりました。

それから、先ほど機能によって権利範囲が限定されるのではないかとのお話をいただいたかと思うのです。それはどのように表現するかというのは、もしかすると意見になってしまうかもしれません。現在、物品の類似が要求されているのは、恐らく物品と一体だからだという整理が最高裁でされていたかと思います。仮にこの機能の共通性というのを要件にしようとする、言い方はあれかもしれませんが、画像と機能が一体であるなど、そういう整理をして限定していくことになるのか。それとも、むしろ類似のほうの話として機能共通性みたいなものを話にするのかというのが、これから書かれるときに検討されるのだと思うのですけれども、どう盛り込むのかというのが気になったところでした。

そもそもこの機能に関する画像に限定される御趣旨というのは、2ポツ目のほうで、むしろそうでないものは保護の必要性が低いという整理をされているかと思うのです。一方で従前ですと、ある種物品の形態であることを説明するための要件でもあったような気がしたところでした。ごめんなさい、これは単に私の勘違いかもしれませんが、今回その機能に関する画像にすること自体は全然よいと思うのですけれども、どうしてこうなっているのか、どうやって類似の範囲をそれで絞るのかという話が恐らく、また条文を考える際に検討しないといけないという気がしました。

○川上制度審議室長　ありがとうございます。今回、機能が、例えば機器等の機能に関する画像に絞って保護対象にしてはどうかという御提案をさせていただいていますが、こちらは政策的にそうでないものまで広げて保護対象にすることも考えられなくはないと思っております。4ページに書かせていただいたように、装飾的な画像やコンテンツ画像については、あくまで保護の必要性、ニーズに照らして、そこは低いのではないかとということで、今回そこで線引きをしてはどうかという提案をさせていただいています。

あと機能の類否につきましても、類否判断の中で、これまで物品の類否判断をしてきましたが、それに代わるものとして機能、用途に関する類否判断をしていくと考えておりますけれども、この辺を含めてまた基準等でしっかり考えていきたいと思っております。

○田村委員長 言葉遣いの問題なのかもしれません。もちろんコンテンツの保護の必要性が一般論として低いわけではないので。恐らく意匠制度による保護の必要性ないということだと思います。つまり、今まで登録などを前提にしないでやっているクリエイターが中心にいる業界ですから、多分、意匠制度に組入ると大きな混乱になる可能性がある。そういう政策判断だということによって保護の必要性がないと書いてあるのではないかと思います。ちょっと言葉足らずのところがあったかもしれません。

○川上制度審議室長 ありがとうございます。委員長がおっしゃるとおり、既存の保護制度に加えて意匠法で保護すべきかどうかという観点から書かせていただいております。

○青木委員 次は内装の意匠の関係ですが、当初、店舗デザイン等ということでお話がありました。先ほどお話があったようにビルなども入るということでした。住宅やホテル、それこそ本当に建物の内装関係であれば大体含まれるという御趣旨でよろしいですか。

○川上制度審議室長 そこについては特に限定を設けないということでございますので、そういった趣旨にしております。

○青木委員 ちなみに内装の意匠に関しては、一意匠一出願の原則の例外という整理をされているかと思うのです。そうすると内装の意匠に関する部分意匠みたいなものは、現時点では想定されていらっやらないのですか。

○川上制度審議室長 そこについては、内装の部分意匠についても認める方向で検討してはどうかと思っております。その場合は空間の中の配置も考慮して、その権利範囲が決まってくるというイメージで考えているところでございます。

○青木委員 分かりました。

○田村委員長 ほかいかがでしょうか。

大体皆さんから御意見をいただいたかと思っております。

## ②意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果について（報告）

○田村委員長 それでは少し早いのですが、次に移りまして、議題の意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果について（報告）につきまして、意匠審査基準ワー



キンググループ報告書概要説明資料をもとに事務局から御説明をお願いしたいと思います。  
○下村意匠審査基準室長 それでは、意匠審査基準ワーキンググループにおけます、図面の記載要件の緩和等に関する検討の結果につきまして御報告をさせていただきます。

資料3が、意匠審査基準ワーキンググループ報告書の概要の御説明資料となっておりますのでお開きいただけますでしょうか。なお、報告書本体は、参考資料2-1、2-2のとおりとなっておりますが、非常に大部でございますことから、本日は、こちらの資料3の要約資料を用いまして、概要の御報告をさせていただきます。

検討結果の御説明に先立ちまして、今回の意匠審査基準ワーキンググループにおける検討の背景について概略を御説明申し上げます。

我が国の現行法令が規定いたします、願書及び図面等の記載要件は、原則として意匠に係る物品全体の開示を求めています。これは、登録意匠の範囲を客観的に特定することを可能とするものである一方、意匠の創作の内容を具体的に特定できる場合でありまして、物品全体が開示されていないときは、方式指令や拒絶理由の対象となるケースを生じさせております。この傾向は、我が国制度に不慣れなユーザーの方々による御出願や、国際意匠登録出願において顕著でございます。一方、同じ図面でございますしても他の指定国では問題なく登録されるケースがあるとの指摘もあり、ユーザーの皆様の利便性の向上に加え、国際協調の面からも、意匠の開示に関する図面等の記載要件の見直しが喫緊の課題となっております。

本年8月に開催された、意匠制度小委員会におきましては、「図面の記載要件の緩和に向け、意匠審査基準ワーキンググループにおいて省令等の見直しの検討を進めるべきではないか。」として、本課題について具体的検討を行うことをお示しいただいた次第でございます。こうした背景を受けまして、この間、本年9月から10月にかけて3回の意匠審査基準ワーキンググループを開催いたしまして、意匠権の明確さを維持しつつ、創作の実態に則した意匠の開示の在り方について、現行意匠法の枠内で運用上改善すべき点についての検討を行ってまいりました。また、この機会に、意匠審査基準上規定する、その他の課題につきましても、併せて検討を行いました。先般、この検討結果の報告書がとりまとめられましたので、その概要の御報告をさせていただきます。

まず、資料3の左上の枠内を御覧いただけますでしょうか。検討事項の第1点目として、図面の記載要件の最適化を検討いたしました。現行の、図面等においては原則物品全体を記載するとの要件を改めまして、今後は、物品全体の形態が開示されていなくても、意匠

登録を受けようとする意匠の創作の内容が十分に開示されていれば、図の数等は不問とすることとしてはどうかとの結論に至りました。こちらの枠内の絵を御覧いただきますと、左側の額縁では、背面が開示されておられません。現行運用では、こうした図面による出願がございました場合、一律方式指令や、拒絶理由の対象としておりますが、今後は、右側の部分意匠と実質的に同様のものとして取り扱った上で、意匠が具体的であるか否かの判断を行うことを考えております。

続きまして、左側中ほどの②でございます。図面や写真等に表すことが可能なものについての要件の緩和でございます。現行運用におきましては、参考図以外の図には、意匠に係る物品以外のものを表してはならないとのルールとなっております。しかしながら、洋服や装身具のように、例えばトルソなどに着せることによって、意匠がより明確に表現できる場合もございます。そのため、こうした図面に記載することができるものの要件を緩和してほしいとお声をいただいておりますところでは、意匠審査基準ワーキンググループにおいて検討いたしました結果、今後は、こうした創作内容の表現において必要がある場合は、出願に係る意匠以外の物品も必要図に記載することができるよう、要件の緩和をすべきであるとの結論に至りました。

例えばこちらの事例ですが、トルソは実線で描かれておりますが、意匠の説明の欄に、「白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。」という記載がございますので、トルソは意匠登録を受けようとする物品以外のものであることが明確でございます。こうしたケースでは、今後、方式指令や拒絶理由の対象とすることなく、他の登録要件を満たすのであれば、このまま登録の対象としてはどうかということになりました。

続きまして、3点目は中間省略箇所の表現方法の多様化についてです。

現行運用におきましては、中間省略を行う場合は、省略箇所を並行な2本の一点鎖線によって切断したように表し、その省略箇所の寸法を、意匠の説明の欄に記載することを求めています。一方、こうした図示方法や省略した箇所の寸法の記載がなくても開示された部分についての意匠の創作の内容が具体的に特定できる場合がございますので、今後はそうしたケースにつきましては、方式指令や拒絶理由の対象としないこととしてはどうかとの結論に至りました。

続きまして、右上の全体意匠と部分意匠の関係の運用変更の欄を御覧ください。

まず1点目、部分意匠の欄の廃止についてです。現行運用では、物品の部分について意

匠登録を受けようとする場合には、願書に「部分意匠」の欄を記載しなくてはならないこととなっております。こちらは、我が国以外、ごく限られた国でしか要件とされておりませんで、他のほとんどの諸外国において、こうした記載は不要となっております。また、ハーグ協定に基づく国際出願については、願書に部分意匠の欄を記載するところがございませんので、我が国を指定する国際意匠登録出願については、部分意匠の欄の記載は不問としております。検討の結果、今後は国際意匠登録出願の場合のみならず、通常の出願につきましても、部分意匠の欄の記載を不要とすることによって、ユーザーの皆様の手続き負担を軽減すべきではないかとの結論に至りました。また、この運用変更の機会にあわせて、今後は全体意匠と部分意匠との間でも、先願等の規定の適用の判断を行ってはどうかとの結論に至っております。

それでは、右下の欄を御覧ください。こちらは今回の図面の記載要件の緩和とともに検討を行いました、意匠審査基準上規定するその他の要件についての運用の明確化及び見直しについてです。

1点目といたしまして、「意匠に係る物品」の欄の記載についての運用の見直しを行いました。現行運用におきましては、意匠に係る物品の欄に、例えば形態や材料についての補足的な説明がある場合、拒絶理由の対象としております。ただ、こうした記載があれども、意匠に係る物品の区分と実質的に同程度の明確な記載がなされていると判断できるものもございますことから、今後はそうしたものにつきましても、審査上柔軟に取り扱い、一律拒絶理由の対象とはしない方向としてはどうかとの結論に至りました。

2点目は、一意匠・一物品の考え方の明確化でございます。先般、「容器付き冷菓」について一意匠であるか否かを争ったケースがございまして、裁判所において、カップに入った冷菓が一の意匠であるとの判断がなされました。現行の意匠審査基準には、複数の物体からなるものについて、一物品と判断するか否かについての考え方を詳述しておりませんでしたので、今後はこうした裁判例にも照らしまして、基礎となる考え方を基準上明記してはどうかということになりました。今後は、複数の物体からなるものについて、それらが一の用途と機能のために必須である場合に加えて、必須とは言えない場合におきましても、一の形態としてのまとまりや、製造・使用・流通時の一体性があれば、それらも補完的に考慮して、一物品であるか否かを柔軟に判断することを明記してはどうかとの結論に至っております。また、こちらの枠内の事例にございますように、一物品と判断するものの事例等につきましても、意匠審査基準上に記載してはどうかということになりました。

3点目とは、組物の意匠の構成物品に関する要件の緩和でございます。現状、意匠法施行規則におきまして、組物の意匠として出願可能な56の組物が記載されております。意匠審査基準におきましては、その56の各組物にどのような構成物品を含めるべきかについて、組物の構成物品表をお示しして、構成物品についての要件を課しております。こちらの基準上の付加的要件につきましては、今後緩和を行い、どのような構成物品を含めるかについては、社会通念上同時に使用される物品の範囲内で、出願人の任意とすべきではないかとの結論に至りました。

以上が、意匠審査基準ワーキンググループにおける検討の結果でございます。こちらの検討結果に基づく改訂意匠審査基準案につきましては、明日以降パブリックコメントに付させていただきます。皆様のお意見を広くお聞きした上で、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

こちらは報告事項ということですので、特に審議を予定しているわけではありませんが、もし何かございましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

以上もちまして、本日の議論を終了いたしたく思います。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 御審議どうもありがとうございました。次回については、既に御連絡が行っているかと思えますけれども、12月14日金曜日10時から開催させていただきたいと思っております。この場では、これまで御議論いただいた論点を踏まえて、意匠制度見直しについて事務局から報告書（案）という形で提示させていただいて、御審議いただければと考えております。

○田村委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第9回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会